

7月10日専門調査会「個別論点の検討(8)」について

法政大学 大澤 彩

## 1. 不当勧誘行為に関するその他の類型

### 1-1 困惑類型の追加

②のA案に賛成いたします。ただし、この場合も「威迫をしたことにより困惑し」と言うことが出来る場合は具体的にどのような場合か、消費者庁注釈等できちんと明記していただきたいと思っております。

困惑類型については、現行の消費者契約法4条3項で列举されている類型以外にも様々なものが考えられ、これらなるべくカバーできる規定を置くことが肝要であると考えます。この点、本来であれば特定商取引法6条、7条で列举されている類型ぐらひは消費者契約法で列举してもよいのではないかと考えますが、それが難しいのであればせめてある程度複数の類型をカバーしうるような規定を置くべきであると思ひます。この点、B案では困惑類型として考えられる類型のうちの1つだけを切り出したことになり、結局、特定の困惑類型に限られているという現行4条3項に対する批判と同様の批判を免れないと思ひます。

### 1-2 不招請勧誘に関する規律

「関連する他の法制の検討の状況等を注視し、その結果等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとしてはどうか」という消費者庁案に賛成いたします。

すでに第9回会議でも申し上げたように、消費者契約法という民事ルールで不招請勧誘規定を設けるには時期尚早であると考えます。不招請勧誘を論じる際によく指摘される事業者の勧誘態様については、困惑類型の追加や1-3の「合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型」を設けることでカバーすべきであると考えます。

### 1-3 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

①(a)(c)および②を組み合わせた規定を設けることに賛成いたします。ただし、(a)で列举されている事柄については後述するようになお検討を要すると思ひます。

①(b)の「消費者が当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情」については、(a)を組み合わせる「判断力の不足、知識・経験の不足、心理的な圧迫状態、従属状態、その他、消費者が当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情」と

するというのであれば検討に値すると思いますが、「当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情」という言葉では抽象的で判断に迷うようにも思います。

また、「判断力の不足、知識・経験不足」、「従属状態」と、「心理的な圧迫状態」とはニュアンスを若干異にするようにも思います。「判断力の不足、知識・経験不足」は、消費者の属性や知識経験ゆえに元々当該消費者が事業者よりも弱い立場にあるということだと思えます。「従属状態」というのが消費者取引の場合にいかなる場合を指しているのか、若干不明確ですが（事業者間取引であれば大企業と中小企業との間、労働契約であれば使用者と労働者といったようにイメージがしやすいです）、仮にこれが事業者が消費者を従属させるような状態を「作り出す」ことによって「従属状態」にあるということであれば「判断力の不足」等とはニュアンスが異なってくるように思います。これに対して、「心理的な圧迫状態」もこれが事業者をあえてそういう状態を作り出してということであれば、困惑類型の追加部分で対処すべき事柄であるように思います。仮に「心理的な圧迫状態」を「病気等で不安定な状態にある」といったニュアンスで捉えるのであれば「圧迫状態」よりは「心身が著しく不安定な状態」という文言の方がまだわかりやすいです（もちろん、この言葉でよいとは思っておりません。今後検討させていただきます）。

(c) については、海外における状況の濫用規定（案）でも「そのような事情を『利用』した（濫用した）」ことが要件とされていることもあり、賛成いたします。

②の客観的要素については、「過剰な利益を得ていることを要件とするのか」、それとも「一般的・平均的な消費者であれば通常締結するとは考えられない契約を締結させられた」という点で足りるとするのか、なお検討したいと思いますが、本規定が暴利行為の拡張というよりは海外で言う状況の濫用規定のようなものを念頭に置いたものであるのであれば、後者で足りると考えます。

もっとも、「不必要な契約」という言葉については、「当該消費者にとって不必要な契約」なのか、「およそ一般的な消費者であれば必要としない」という意味なのか、ニュアンスが二通りあり得ます。後者であることを明記するのであれば条文上もそのように表現すべきであると考えます。

#### 4. 事業者の損害賠償責任を免除する条項（法第8条）

【A案】を採用したいところですが、やはり例外を全く必要としないのか、慎重な検討を要することを考えると【B案】に賛成いたします。ただし、【B案】でも例外を著しく限るべきであると思えます。

【B案】の例外について、「生命又は身体に対する侵害の程度」や「消費者契約を締結する目

的」を掲げることに疑問を感じます。例外として認められるのは、他の法令で制限が認められている場合など、かなり限られるように思いますが、以上の要件を例外として掲げると例外が広く認められるのではないかと懸念いたします。

基本的には責任免除が認められない、というスタンスをとるべきではないかと思えます。そうすると【A案】であってもよいように思っております（当方も迷っており、申し訳ございません）。

## 5. 損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）

### 5-1 「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」の立証

【A案】でも【B案】でもなく、次のような規定を設けることを提案いたします。

消費者に対して著しく過大な（あるいは「著しく均衡を欠いた」）額の損害賠償額の予定・違約金を課す条項は無効とする。ただし、事業者が、当該損害賠償額の予定・違約金の額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えないことを立証した場合には、それを超えない限度で有効となる。

【B案】では結局消費者が具体的な平均的な損害の額を証明しなければならないので、現状とあまり変わらないように思えます。しかし、【A案】のように完全に事業者に立証責任を転換することは難しいというのであれば、以上のような新たな案を提案いたします。

海外でも、違約金条項については以下の様な文言で「不当であると推定されるリスト」に設けられております。例えばフランスでは以下のように定められております。

#### フランス消費法典 R.132-2 条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、事業者が反証を提出した場合を除いて、L.132-1 条第1項および第2項の規定の意味で、濫用的であると推定される。

3号 債務を履行しない非事業者または消費者に、明らかに均衡を欠いた額の賠償金を義務づけること。

この場合、消費者は「明らかに均衡を欠いた」という点を主張すれば足り、あとは事業者が反証することとなります。現行消費者契約法では要件の明確化の観点から「平均的な損害」額を文言としておりますが、それゆえに消費者が「平均的な損害」額を立証しなければならなくなっております。この点を解消する方法として、以上のような規定案を提案いたします。この規定案であれば事業者の立証負担がそれほど増えるとは思えません。

## 5-2 期限前の弁済に伴う損害賠償等

### 【A案】に賛成いたします。

以前にも申し上げたように、期限前弁済に伴う損害賠償に関するルールのみの特化して、しかも不当条項リストに入れることには賛成できません。【A案】のように、9条1号を解除に伴わない場合にも拡張すべきという点はこれまでも多くの学説・立法提案でなされておりました。

【A案】を設けることで、期限前弁済以外の事例にも対応できます（「個別論点の検討（8）」64頁の事例5-2-3など）。以上の点をふまえ、【A案】を支持いたします。

以上